

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成12年10月1日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第96条		
許認可等の種類	農業協同組合等営土地改良事業の換地計画・変更の認可		
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第96条、第52条第1項、第53条の4</li> <li>&lt;関連条文&gt;</li> <li>・土地改良法第95条、第52条第2項から第5項まで及び第8項、第9項、第52条の2、第52条の3、第52条の4、第52条の5、第53条、第53条の2、第53条の2の2、第53条の2の3、第53条の3、第53条の3の2、第53条の5、第53条の6、第53条の7、第53条の8、第54条、第54条の2、第54条の3、第55条</li> <li>・土地改良法施行令第72条の3、第48条の7</li> <li>・土地改良法施行規則第16条、第28条、第41条の2、第42条、第43条、第43条の2、第43条の3、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第43条の7、第43条の8、第43条の9、第43条の10、第43条の11、第44条、第44条の2、第45条、第45条の2</li> </ul>		
審査基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		
標準処理期間	総期間	90	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月
	協議機関		日・月
	処分機関	90	日・月 (各総合振興局及び振興局)
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号：011-231-4111(内線27-317))		
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> )		